



第 10 期大津市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 認知症施策推進計画の策定 (骨子案について)

1 次期計画にかかる国の基本指針

(社会保障審議会介護保険部会 令和8年6月29日)

基本的な考え方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年当の中長期の介護サービス見込量を見据えて作成していくことがさらに重要になる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置づけを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

抜粋

- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
 - ・都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組の推進
 - ・テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進

第10期計画において記載を充実する事項（案）

抜粋

◆第10期計画において記載を充実する事項（案） 抜粋

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

・介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

2 第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、 認知症施策推進計画（骨子案について）

（1）基本理念

次期計画

地域の中でいきいきと自分らしく
安心して暮らし続けられるまち おおつ

第9期計画で掲げた基本理念は、本市の高齢者福祉施策の方向性を適切に示しており、今後も継続して目指すべき姿であることから、第10期計画においても基本理念を引き継ぐこととします。

第9期計画においては、「地域の中で、いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ」を基本理念として、地域包括ケアシステムの深化・推進等の取組を進めてきました。今後、地域によって高齢化・人口減少のスピードに差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要があります。

第10期計画では、前計画を継承しながら、すべての高齢者が社会とつながりを保ち、自分らしくいきいきと健やかに暮らせるまちづくりに取り組みます。

(2) 基本目標

現計画

基本目標 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち(在宅医療・介護連携の推進)
基本目標 2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち(認知症施策の推進)
基本目標 3 地域の中で安心して暮らせるまち(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)
基本目標 4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)
基本目標 5 必要な介護保険サービスを利用できるまち(介護保険サービスの充実)

次期計画

基本目標 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち(在宅医療・介護連携の推進)
基本目標 2 地域の中で安心して暮らせるまち(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)
基本目標 3 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)
基本目標 4 必要な介護保険サービスを利用できるまち(介護保険サービスの充実)

認知症施策推進計画

認知症の人や家族が安心して生活できるまち(認知症施策の推進)

(2) 基本目標

基本目標 1

医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、安心して在宅療養を選択できるよう、訪問看護サービスの安定した提供をはじめ、新たな地域医療構想を踏まえた在宅医療・介護連携を推進します。このため、在宅医療・介護連携拠点の運営や在宅療養支援体制の整備を進めるとともに、人生の最終段階における医療やケアについて、家族や信頼する人及び医療・介護関係者と事前に話し合う機会の普及・啓発に取り組みます。

基本目標 2

地域の中で安心して暮らせるまち
(あんしん長寿相談所の機能充実・生活基盤整備の推進)

あんしん長寿相談所について、複雑化するニーズに対応できるよう専門性の向上を図るとともに、地域住民へ身近な相談窓口としての役割を広く周知し、機能の充実を図ります。加えて、7つの保健福祉ブロックごとの課題に応じた活動目標を立て、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進めます。ケアラーが孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護離職を防ぐための取組を進めます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活体制支援整備の充実・強化を図るとともに、住まいや移動手段の確保、見守り体制の構築、災害対策に取り組みます。

(2) 基本目標

基本目標 3

高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち
(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)

高齢者の健康増進を図り、いきいきと健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータ分析により地域の健康課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進していきます。特に、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、転倒防止や運動機能の維持・向上を図るための体操教室や啓発活動を拡充します。また、身近な地域で継続的に通える多様な通いの場づくりや外出支援を促進し、高齢者の興味や関心に応じたスポーツ活動、就労促進、多様な社会参加や世代間交流の機会を提供することで、生きがいつくりを推進します。

基本目標 4

必要な介護保険サービスを利用できるまち
(介護保険サービスの充実)

2040年を見据えた中長期的な介護ニーズの変化に対応するため、住み慣れた地域での生活を支える多様なサービス基盤を計画的に整備します。サービスの担い手となる介護人材の確保にあたっては、広く介護の仕事の重要性や魅力の発信を図るとともに、就業・定着につながるよう介護現場の負担の軽減や生産性の向上を推進します。また、要介護認定の適正化やケアプランの点検といった介護給付適正化に取り組むことで、適切なサービス提供を実現し、利用者負担を適正に保っていきます。

(3) 認知症施策推進計画

認知症施策推進計画

認知症の人や家族が安心して生活できるまち
(認知症施策の推進)

国の「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ認知症施策推進計画を策定します。MCI（軽度認知障害）を含む早期発見・早期対応の重要性の周知や予防啓発を推進します。「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制を推進するとともに、認知症の人の社会参加や活躍の場の創出などに取り組みます。また、認知症の人の意思決定支援を促進するため、成年後見制度の利用促進や虐待防止施策の推進を図ります。さらに、家族介護者の負担を軽減するため相談体制や地域の見守り体制の強化を図り、認知症になっても住み慣れたまちで自分らしく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

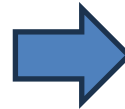
(4) 施策の体系

基本目標 1

医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち
(在宅医療・介護連携の推進)

施策の方向

1. 在宅医療・介護連携拠点の運営
2. 在宅療養支援体制の整備
3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発
4. 地域リハビリテーションの充実



施策の方向

1. 在宅医療・介護連携拠点の運営
2. 在宅療養支援体制の整備
3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発
4. 地域リハビリテーションの充実

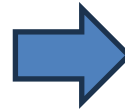
(4) 施策の体系

基本目標 2

地域の中で安心して暮らせるまち
(あんしん長寿相談所の機能充実・生活基盤整備の推進)

施策の方向

1. あんしん長寿相談所の機能強化
2. あんしん長寿相談所の役割の充実
3. 介護サービスの質の向上
4. 生活支援の充実・強化
5. 福祉意識の啓発
6. 暮らしの環境整備
7. 防災・安全対策の推進



施策の方向

1. あんしん長寿相談所の役割の充実
2. あんしん長寿相談所のブロック別活動目標
3. 介護サービスの質の向上
4. ケアラーへの支援
5. 生活支援の充実・強化
6. 福祉意識の啓発
7. 暮らしの環境整備
8. 防災・安全対策の推進

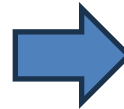
(4) 施策の体系

基本目標 3

高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち
(介護予防サービス・生きがいづくりの推進)

施策の方向

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
2. 一般介護予防事業の推進
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4. 高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進



施策の方向

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
2. 一般介護予防事業の推進
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4. 高齢者の社会参加及び生きがいづくりの推進

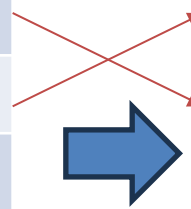
(4) 施策の体系

基本目標 4

必要な介護保険サービスを利用できるまち
(介護保険サービスの充実)

施策の方向

1. 介護人材の確保に係る取組の推進
2. 介護保険サービスの整備
3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み
4. 地域支援事業の見込み
5. 介護保険料の算定
6. 介護給付等適正化への取組と目標



施策の方向

1. 介護保険サービスの整備
2. 介護人材の確保に係る取組の推進
3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み
4. 地域支援事業の見込み
5. 介護保険料の算定
6. 介護給付等適正化への取組と目標

(4) 施策の体系

認知症施策推進計画

認知症の人や家族が安心して生活できるまち
(認知症施策の推進)

施策の方向

1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進
2. 認知症予防対策の推進
3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備
4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進



施策の方向

1. 認知症に関する知識・理解の普及推進
2. 認知症の人の意思決定の支援等
3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備
4. 認知症予防対策の推進
5. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進

3 今後のスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	①4/24 (調査結果報告)		②6/4 (骨子案)		③8/27 (素案)			④ (計画案)			⑤ (最終案)	
介護人材確保連携会議				① 7/13			② 10/14				③ 2/16	
パブリックコメント										● →		